

地方消費税引き上げ分が充てられる社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

(歳入)

地方消費税率の引き上げに伴う増収額

27,684,862

○実質的な増収額

1. 県税収入	30,154,079	
2. 地方消費税清算金収入	58,635,044	(他都道府県からの収入)
3. 地方消費税清算金支出	31,533,093	(他都道府県への支出)
4. 地方消費税交付金	29,571,168	(市町村への交付金)
計 (1 + 2 - 3 - 4)	27,684,862	

※ 平成26年4月の消費税率引き上げ（5%→8%、うち地方消費税1%→1.7%）及び令和元年10月の消費税率引き上げ（8%→10%、うち地方消費税1.7%→2.2%）に伴う令和7年度の増収額

(歳出)

社会保障施策に要する主な経費

予算額
139,291,328

うち一般財源
126,592,550

I 国と連携して行う主な社会保障施策に要する経費

129,562,105

119,212,640

○社会福祉

49,078,482

43,704,818

・児童手当	3,787,917	3,787,917
・生活保護	2,924,055	859,773
・子どものための教育・保育給付費負担金	14,771,138	14,771,138
・子育てのための施設等利用給付費負担	138,767	138,767
・障害者生活介護県費負担	3,385,874	3,385,874
・地域医療介護総合確保基金造成（介護分）	194,768	64,923
・低所得者の介護保険料軽減強化	468,999	468,999
・高等教育の無償化	1,211,499	657,122
・その他	22,195,465	19,570,305

○社会保険

70,566,646

70,565,343

・介護給付費県費負担	26,970,564	26,970,564
・後期高齢者医療対策（県費定率負担）	21,435,188	21,435,188
・国民健康保険県繰出金（1号分及び2号分）	8,746,981	8,746,981
・その他	13,413,913	13,412,610

○保健衛生

9,916,977

4,942,479

・自立支援医療（精神通院医療）公費負担	3,735,717	1,867,859
・特定医療（指定難病）給付・小児慢性特定疾病医療給付	3,375,640	1,687,820
・地域医療介護総合確保基金造成（医療分）	1,617,656	472,719
・その他	1,187,964	914,081

II 県が独自に取り組んでいる主な社会保障施策に要する経費

9,729,223

7,379,910

○社会福祉

914,720

812,720

・軽費老人ホーム利用料補助	787,138	787,138
・在宅要援護者総合支援（高齢者・障害者）	127,582	25,582

○保健衛生

8,814,503

6,567,190

・福祉医療対策（子ども医療費補助）	4,883,000	3,736,843
・福祉医療対策（重度心身障害者・母子家庭等医療費補助）	3,535,000	2,433,844
・福祉医療制度減額調整繰出金	396,503	396,503

※ ・上記「社会保障施策に要する主な経費」は、当初予算で集計している社会保障関係費に加え、地域医療介護総合確保基金造成などの国指定事業や県単独で実施している福祉医療対策などの事業費が含まれています。
・また、予算額は当初予算編成時における集計であり、今後事業費の確定等により変動します。